

ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業 【別紙】

①災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、②耐災害性の強化を図るとともに、③超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することを目的として、ケーブルテレビ事業者のネットワークの光化に対する補助を行い、緊急的に対策を行う。

事業イメージ

○ 事業主体

市町村、一部事務組合、広域連合、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助対象地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体：1/2
- (2)第三セクター：1/3

○ 補助対象経費

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

